

◎新潟県告示第153号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
50 リットル	N04672035	1	新潟県新潟市西区小針台9-23 第一石油販売株式会社 小針台給油所